

1 クロアチア共和国

(1) 商標法の動向等

1) クロアチアでは、2004 年 1 月 23 日からマドリッド協定議定書が発効している。なお、クロアチアはマドリッド協定にも加盟しており、マドリッド協定は、1991 年 10 月 8 日に発効している。

2) 現行のクロアチアにおける商標に関する法規定は商標法に言及されており、当該商標法は NN173/2003（2004 年 1 月 1 日施行）に承認され、その後幾度の法改正を経て、現在では NN49/2011（2011 年 5 月 7 日施行）の法令によって改正されたものが効力を有している¹。

3) 商標規則については NN66/2011（2011 年 6 月 15 日施行）が効力を有している²。

4) クロアチア知的財産庁（SIPO）について

クロアチア知的財産庁は、知的財産権分野を所轄する行政局である。クロアチア知的財産庁は工業所有権（特許、商標、工業意匠、地理的表示、半導体製品の回路配置）の登録手続の実行及びこれに付随する専門的活動及び立法活動を行っている。立法及び専門的側面の活動には著作権及びこれに関連した権利を含む。

立法及び専門活動さらに権利の付与手続に加えて、知的財産庁の活動の重要な側面として知的財産の分野の情報の提供及び役務の提供、知的財産権の権利行使のために他の機関との連携、イノベーション活動支援、更には経済団体及び R&D 団体との協力を行っている。

(2) 商標の定義

商標の定義は、商標法第 2 条「商標として保護される標章」に規定されている。ここでは「視覚的に表現可能な標章、特に、単語、人名、図形、文字、数字、商品又はその包装の形状、三次元形状、色彩、及びこれらの結合は、商標として保護される。ただし、これらの標章が一の者の事業に係る商品又は役務から他の者の事業に係る商品又は役務から識別することができる場合に限る。」と規定されている。

1) 団体商標について

団体商標については商標法第 53 条「団体商標」に規定されている。

第 53 条

¹ http://www.dziv.hr/files/File/eng/zakon_zig_ENG.pdf

² http://www.dziv.hr/files/File/eng/pravilnik_zig_eng.pdf?v=2

本法第 2 条の意味における如何なる標章は、商標出願に示されており、他の事業者の商品又は役務から特定の法人の構成員・パートナーの商品又は役務を識別する機能があり、その法人の構成員・パートナーによって市場に置かれた商品又は役務が団体の指示のもとに提供されている限り、団体商標として保護される。

2) 保証商標について

保証商標については商標法第 54 条「保証商標」に規定されている。

第 54 条

本法第 2 条の意味における如何なる標章は、商品又は役務の品質、出所、製品の種類、その他商標所有者の監視下にある事業者の商品又は役務の共通の特徴を示し、使用されるものは、保証商標として保護される。

(3) 方式要件

日本を本国官庁として、クロアチアを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類(MM2)の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

出願書類(MM2)の記載

(1) 出願人（出願人が法人である場合の表示）

国内法において、出願人の表記について特に規定されていない。

資格を有する登録特許商標代理人（以下「現地代理人」という）の情報によると、法人の表示については「Kabushiki Kaisha」の標記でも特に問題は生じない。ただし、クロアチア知的財産庁に対する代理人を選任するための委任状と国際登録の名義人の表記は完全一致になっている必要がある。

(2) マーク

商標の定義は本報告書「(2) 商標の定義」に記載の通りである。MM2 の第 7 欄(a)には基礎出願又は基礎登録と同じ標章の複製を掲載する(マドリッド共通規則 9(4)(a)(v))。

(3) 標準文字制度

クロアチアにおいて、標準文字制度は存在しない。従って、MM2 にて標準文字の宣誓を行った場合には、文字標章とみなされる。文字標章とは、出願された商標が文字、数字、句読点、及びクワージーキーボードの標準キーに存在するその他の特別な標章又はこれらの結合であり、特別な外観又は色彩を備えていない標章である（商標規則第 3 条第 1 項）。

(4) 色彩に係る主張

単色又は色彩の結合にかかる商標については保護可能で（商標法第 2 条）、これらについて保護を要求する場合、MM2 の第 7 欄(d)「The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element（本標章は色彩のみ又は色彩のみの組み合わせにより構成されている。）」をチェックする必要がある、国際的に用いられている色彩特定手段にて、色彩を記述しなければならない（商標規則第 6 条第 1 項）。商標が色彩を有する場合には MM2 の第 7 欄(a)に色彩を付されたものを付さなければならない（商標規則第 4 条第 3 項）。

(5) 標章音訳

ラテン文字以外の文字からなる商標は、マドリッド共通規則 9 規則(4)(a)(xii)の規定により、MM2 の第 9 欄(a)の記載が必須である。したがって日本語の文字からなる商標の場合、その音訳を MM2 の第 9 欄(a)にラテン文字で記載する必要がある。

(6) 標章の翻訳

特段の規定はない。

(7) 商標が意味を持たない造語を含む場合

商標が特定の意味を持たない造語の場合、MM2 の第 9 欄(c)「The words contained in the mark have no meaning (and therefore cannot be translated).」にチェックを入れる。

(8) 立体商標

立体商標は、MM2 の第 9 欄(d)「Three-dimensional mark（立体商標）」である旨をチェックした場合には立体商標として扱われる（商標法第 2 条）。立体商標は写真または図によって示されなければならない（商標規則第 5 条第 2 項）、これは立体的特徴を明確に示している必要がある（同第 3 項）。図で立体商標を示す場合、黒の均一、かつ明確な線で記載されなければならない。図には、網掛けや陰線を含んでいてもよい（同第 4 項）。

(9) 音響商標

MM2 の第 9 欄(d)「Sound mark（音響商標）」にチェックを入れた場合には音響商標として扱われる（商標法第 2 条）。

(10) 団体商標

MM2 の第 9 欄(d)「Collective mark, certification mark, or guarantee mark（団体商標、証明商標、保証商標）」をチェックした場合、団体商標又は保証商標として扱わ

れる（商標法第 53 条及び第 54 条）。

なお、これらの商標に関する国内出願については、団体商標に関する規約を提出することが求められるが（商標法第 57 条）、国際登録の領域指定の場合は、提出は不要となる³。

(11) 標章の記述(説明)

特段の規定はない。

(12) 標章の称呼

特段の規定はない。

(13) ディスクレーム制度

ディスクレーム制度は存在しないため、かかる部分は審査で考慮されない。

(14) 商品及び役務

商品及び役務の国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧に従い記載する（商標法第 16 条、商標規則第 11 条）。なお、クラスヘディングは一部認められているが、以下の表示は認められない。

Class 6: Goods of common metal not included in other classes;

Class 7: Machines;

Class 14: Goods in precious metals or coated therewith;

Class 16: Goods made from paper and cardboard;

Class 17: Goods made from rubber, gutta-percha, gum, asbestos and mica;

Class 18: Goods made of these materials [leather and imitations of leather];

Class 20: Goods (not included in other classes) of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics;

Class 37: Repair; installation services;

Class 40: Treatment of materials;

Class 45: Personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals.

これらについては以下の提案がなされている。

Class 6: Construction elements of metal; building materials of metal;

Class 7: Agricultural machines; machines for processing plastics; milking machines;

Class 14: Works of art of precious metal;

³ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/hr.html?part=misc>

Class 16: Filtering materials of paper;

Class 17: Rings of rubber;

Class 18: Briefcases [leather goods];

Class 20: Door fittings, made of plastics; figurines of wood;

Class 37: Shoe repair; repair of computer hardware; installation of doors and windows; installation of burglar alarms;

Class 40: Treatment of toxic waste; air purification;

Class 45: Personal background investigations; personal shopping for others; adoption agency services.

(出典 : <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/pt.html?part=misc>)

(15) 使用の意思の宣言

使用の意思の宣言書の提出を求めるマドリッド共通規則第 7 規則(2)に基づく宣言をしていないため、不要である。

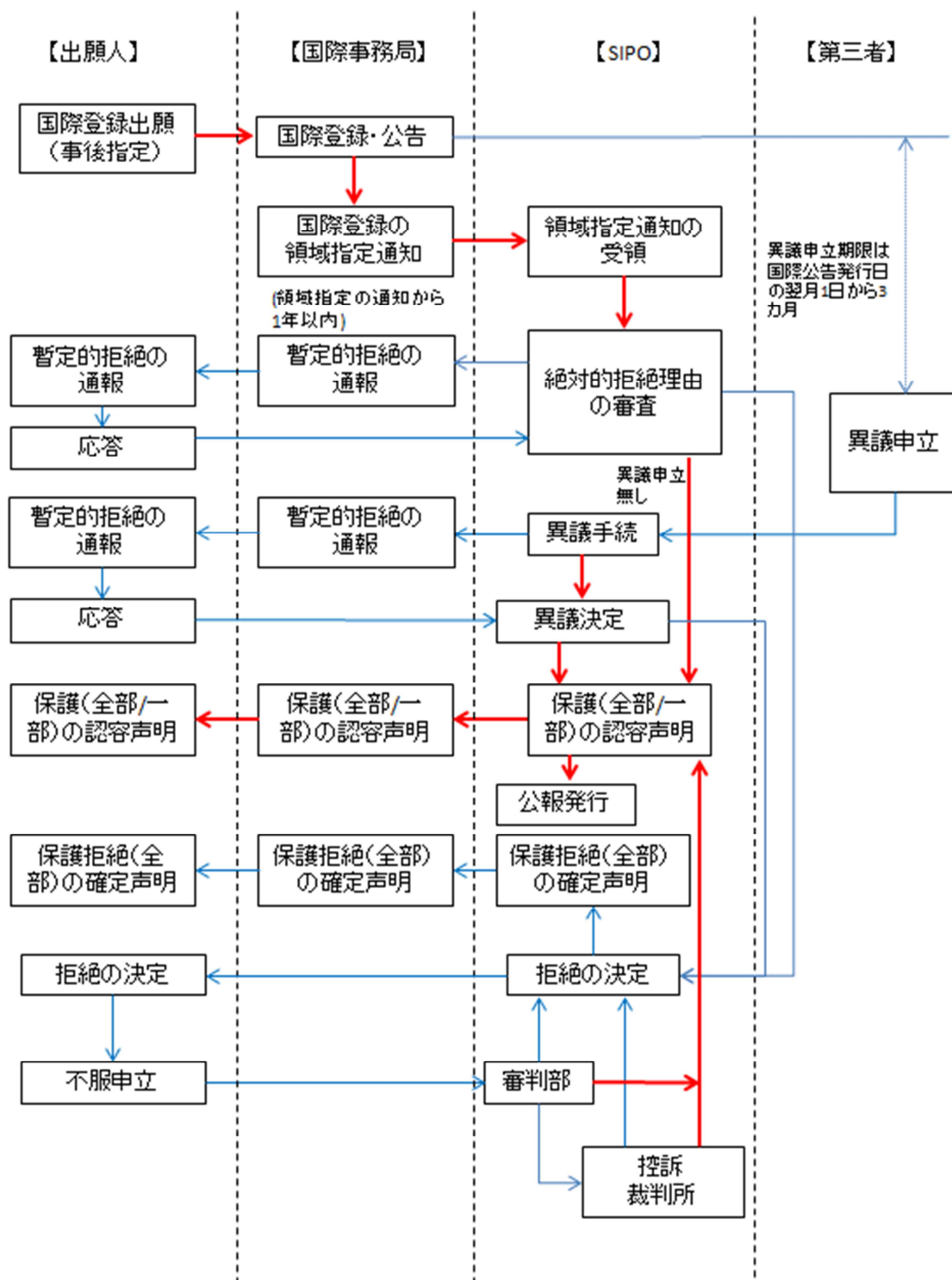
(16) その他

特段の規定はない。

(4) 審査

① 実体審査の概略

クロアチアの実体審査の概略フローを以下に示す。



クロアチア知的財産庁は、国際登録の領域指定の通知を受領した場合にはクロアチアの国内出願と同様の基準及び手順で審査を行う（商標法第 60 条）。

クロアチアの場合、絶対的拒絶理由についてのみ審査を行う（商標法第 5 条、第 21 条第 1 項）。その他の相対的拒絶理由については、異議申立があった場合にのみ審査する（商標法第 6 条、第 27 条）。

実体審査の結果、拒絶理由が発見されず、かつ、異議申立がされなかった場合、クロアチア知的財産庁は保護認容声明を国際事務局に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(1)）。また、国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(5)）。

一方、国際登録の指定商品又は役務の全部又は一部に拒絶理由があると判断された場合、又は、異議申立がなされた場合、クロアチア知的財産庁は国際事務局を通じて国際登録の名義人に対して拒絶理由を記載した暫定的拒絶の通報を送付し、意見書及び結論に影響を与える新事実に関する証拠を提出する機会を与える（商標法修正第 24 条第 1 項、マドリッド共通規則 17 規則(1)(4)）。クロアチア知的財産庁から国際事務局への通知は領域指定の通知日から 12 ヶ月以内に行われる（マドリッド協定議定書第 5 条(2)(a)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、クロアチア知的財産庁が暫定的拒絶の通報を発行した日から 4 ヶ月以内とされている（商標法第 64 条、第 24 条第 1 項）。なお、暫定的拒絶の通報の通知書中 VII 項 i) には応答期限日が記されている。当該応答期限は、60 日を限度として延長することができる（商標法第 24 条第 3 項）。

他方、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、指定した代理人が異議申立の副本を受領した日から 60 日以内となっている（商標法第 65 条第 3 項）。この期間は延長することができない（同第 4 項）。国際登録の名義人は、現地代理人を選任し委任状を提出するための期間として、クロアチア知的財産庁が暫定的拒絶の通報を発行した日から 4 ヶ月の期間が与えられ（商標法第 65 条第 3 項）、異議申立の副本は委任状提出の後、代理人に送付される。

応答の結果、拒絶理由が解消された場合、保護付与の決定がなされ、クロアチア知的財産庁は国際事務局に保護認容声明を送付し、国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)(5)）。なお、通常の国内出願の場合には異議申立のための公告が行われるが（商標法第 25 条第 1 項）、国際登録については国際事務局が行う国際登録の公告がそれに代わるものとなる（商標法第 65 条第 1 項）。

暫定的拒絶の通報に対して応答がなく、拒絶理由が解消していない場合には指定商品又は役務の全部又は一部の拒絶は、決定をもってなされる（商標法修正第 24 条第 4 項及び第 5 項）。

国際登録の名義人が当該拒絶決定に不服がある場合、当該拒絶決定があった日から 2 ヶ月以内に審判部に不服申立することができる（商標法修正第 20 条第 2 項）。審判部への不服申立の結果拒絶理由が解消されなかった場合には、審判部は拒絶の決定を行う（商標法第 74 条 c 第 1 項）。この決定に不服の場合には、行政訴訟に関する法律に従い、行政裁判所に訴えを提起することができる（商標法修正第 20 条第 4 項）。不服申立の手段が尽きた場合には、クロアチア知的財産庁は保護拒絶の確定声明を行い、国際事務局にその旨を通知する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)）。国際事務局は当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(5)）。

不服申立を経て保護が認められた場合には保護付与の決定がなされ、クロアチア知的財産庁は国際事務局に保護認容声明を送付し、国際事務局は当該通知を名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)(5)）。

② 審査内容

国際登録の領域指定の通知を受領した場合には、クロアチア知的財産庁は、拒絶理由の有無について実体審査をする（商標法第 60 条）。

拒絶理由の内容は、絶対的拒絶理由（商標法第 5 条）及び相対的拒絶理由（商標法第 6 条）がある。ただし、相対的拒絶理由は異議申立が行われた場合にのみ審査する。商品又は役務の一部に関してのみ拒絶理由が存在する場合には、拒絶は当該商品又は役務のみが対象となる（商標法第 24 条第 1 項）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

国際事務局がクロアチア知的財産庁に対して領域指定を通知した日から 12 ヶ月以内にクロアチア知的財産庁から拒絶理由に関する暫定的拒絶の通報を国際事務局に通知する（マドリッド協定議定書第 5 条(1)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由の内容(商標法第 5 条)

以下が絶対的拒絶理由に該当する。

- 1) 商標法第 2 条に示された商標として保護されない標章
- 2) 指定商品又は役務に関して識別性を有していない標章
- 3) 商取引において、商品又は役務の提供にかかる種類、品質、量、用途、価値、原産地、もしくは商品の生産時期、その他商品又は役務の特徴を示す標章又は表示のみからなる標章
- 4) 日常語において、もしくは善意のかつ確立された商習慣において常用されるようになっている標章又は表示のみからなる標章
- 5) 商品の特質に由来する形状、もしくは技術的成果を得るため必要な商品の形状、もしくは商品に実質的価値を与える形状のみからなる標章

- 6) 公序良俗に反する標章
- 7) 商品又は役務の性質、品質及び原産地に関して公衆を誤認させる内容の標章
- 8) 権限を有する当局によって許可されていない商標であって、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 3 に従い拒絶されるべき標章
- 9) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する地理的表示を含み又はそれよりなる標章であって、当該等産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒のための標章
- 10) クロアチア共和国の当局者の許可を除き、名前もしくは名前の略語を含むもの、国の紋章、象徴、国旗、又他のクロアチア共和国の公的標章、もしくはそれを有している模倣を含む標章
- 11) クロアチアの領域内で効力を有する出所又は地理的表示からなる標章。ただし、当該出願が出所又は地理的表示の登録要求の出願日よりも後に出願され、それらの表示が同じ分野の商品又は役務で登録された場合に限る。

なお、上記 2)ないし 4)については、国際登録の名義人が、出願日前からの継続使用によって指定商品又は役務に関して識別性を得ている場合には、登録は拒否されない(同第 2 項)。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由として以下に該当する商標は、異議申立があった場合に限り、登録されない(商標法第 6 条)。

- 1) 先行する商標と同一であり、かつ、同一の商品又は役務を指定している場合(同第 1 項 1.)
- 2) 先の商標と同一性又は類似性があり、商品又は役務についても同一性又は類似性があるために、先の商標が保護されている範囲において公衆に混同を生じるおそれがある場合(同項 2.)

ここに「先の商標」とは、以下を意味する(同第 2 項)。

- (a)商標法第17ないし19条⁴で言及される優先権を有する、クロアチアで登録されている商標
- (b)商標法第17ないし19条で言及される優先権を有する、クロアチアにおいて有効である条約に基づいて登録されている商標
- (c)登録されることを条件とした商標登録出願
- (d)登録出願の日に、又は該当する場合は当該共同体商標の登録出願について

⁴ 商標法第 17 条は、出願の要件(商標法第 15 条第 1 項)を備えた商標出願、或はクロアチアが加盟している協定における出願は、同一又は類似の範囲の後願に対して出願に基づいた優先権を有する旨規定している。

商標法第 18 条は、パリ条約同盟国又は WTO 加盟国における条約上の優先権に関する規定。

商標法第 19 条は、博覧会出品に関する出願時の特例に関する規定。

主張されている優先日に、パリ条約第6条の2において用いられている「広く認識されている(周知)」の用語の意味で、クロアチアにおいて広く認識されている商標

- 3) 先の商標と同一又は類似であって、先の商標の指定する商品若しくは役務と同一又は類似でない商品又は役務の範囲について登録を求める場合、先の商標がクロアチアにおいて名声を得ており、かつ、出願商標を正当な理由なく使用することがその先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害することになる場合（同第3項）
- 4) 標章の使用が以下の先の権利のいずれかを侵害する場合（同第4項）
 - (a)個人的な名称に係る権利
 - (b)個人的な肖像に係る権利
 - (c)著作権
 - (d)工業所有権ここに「先の権利」とは、その権利が商標の登録出願日（優先権主張がある場合は、優先日）前に取得されたものを意味する。
- 5) 商標の使用が、会社を所有している第三者の権利を侵害する場合（同第6項）。ただし、出願人が、出願時に同一又は類似の会社を所有していない場合であり、かつ、その会社若しくはその会社の重要な部分が、出願された商標と同一又は類似し、同一又は類似する商品又は役務がその会社の活動の対象となっている場合に限る。
- 6) 先の商標と同一又は類似し、指定商品又は役務も同一又は類似する場合で、先の商標の更新がされずに消滅して2年経過しない場合（同第7項）。ただし、当該先行商標の権利者から同意書を取得した場合、又は当該先行商標が使用されていない場合は除く。
- 7) 商標の所有者の承諾なくその代理人の名義で登録された場合（商標法修正第6条第8項）

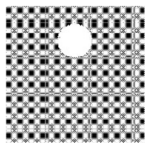
（5）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い

- 1) 日本国特許庁を本国官庁とする場合、暫定的拒絶の通報に使用されている言語はフランス語及びクロアチア語の併記となる。
- 2) 暫定的拒絶の通報には、対象国際登録番号、国際登録名義人、拒絶の根拠、拒絶の対象となっている商品役務、拒絶理由及び応答方法について記載されている。
- 3) 全部拒絶／一部拒絶の取扱は、暫定的拒絶通報の、項目(IV)に示されている。拒絶

の対象が一部の商品・役務に対してのみの場合で、当該暫定的拒絶通報に応答しなかった場合は、拒絶された対象についてのみ拒絶され（商標法修正第 24 条第 5 項）、拒絶理由のない商品・役務は保護される（商標法修正第 25 条第 2 項）。

4) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。



Office national de la propriété intellectuelle da la République de Croatie

Ulica Grada Vukovara 78
10000 Zagreb, Croatie
(tél. :+385 1 6106-100, 6106 401, télécop :+385 1 6112-017)

Zagreb, **02/07/12**

Notre référence:

暫定的拒絶の通報

Refus provisoire de protection / Privremeno odbijanje

Conformément à la règle 17.1) du règlement d'exécution commun à l'Arrangement et au Protocole de Madrid
/ Sukladno pravilu 17.1) zajedničkog pravilnika Madridskog Sporazuma i Protokola

I. Numéro de l'enregistrement international / Broj međunarodne registracije:

I. 国際登録番号

II. Nom du titulaire / Ime nositelja:

II. 国際登録名義

III. ☒ Refus provisoire fondé sur **un examen d'office** /
Privremeno odbijanje temeljem ispitivanja po službenoj dužnosti:

III. 審査に基づく暫定的拒絶か否か

IV. ☒ Refus provisoire pour **tous** les produits et/ou services / Privremeno odbijanje za **sve** proizvode i/ili
usluge:

V. Motifs de refus / Razlozi odbijanja:

IV. 指定商品役務全体に関する拒絶か否か

V. 拒絶の理由

VI. Dispositions essentielles correspondantes de la loi applicable [(voir le texte à la rubrique XI)] /
Odgovarajuće bitne odredbe zakona koji se primjenjuje [(vidjeti tekst u rubrici XI)]:

Art. 5. al. 1. point 2. / Članak 5. stavak 1. toč. 2
Art. 5. al. 1. point 3. / Članak 5. stavak 1. toč. 3

VI. 適用条文

VII. Informations relatives à la suite de la procédure / Podaci koji se odnose na tijek postupka:

VII. 手続に関する情報

i) Délai pour présenter une requête en réexamen / Rok za podnošenje zahtjeva za očitovanje na preliminarno odbijanje:

4 mois à compter de la date du présent refus provisoire a savoir d'ici au _____ mjeseca
računajući od datuma ove obavijesti o preliminarom odbijanju, odnosno do

ii) Autorité auprès de laquelle la requête en réexamen doit être déposée / Nadležno državno tijelo kojem se podnosi zahtjev za očitovanje na preliminarno odbijanje:

Office National de la Propriété Intellectuelle de la République de Croatie / Državni zavod za intelektualno vlasništvo Republike Hrvatske

iii) Indications concernant la constitution d'un mandataire / Navodi u svezi imenovanja zastupnika:

Le titulaire de l'enregistrement international peut faire valoir ses observations et présenter une requête en reexamen contre le présent refus provisoire uniquement par l'intermédiaire d'un mandataire établi en République de Croatie / Nositelj međunarodne registracije žiga može se očitovati na ovo preliminarno odbijanje i očitovati se na razloge odbijanja isključivo uz posredovanje domaćeg zastupnika

Division des marques
Section examen des marques

Potpis ispitivača

Sandra Horvat

VII.項の内容

i) 審査再考に関する応答期限

当該暫定的拒絶の日から起算される 4 ヶ月、すなわち、0000 年 00 月 00 日迄である。

ii) 再考要求の提出先の機関

クロアチア知的財産庁

iii) 代理人の指定に関する情報

国際登録の名義人は、クロアチアで認められた代理人を通じてのみ、本件の暫定的拒絶に対する意見を述べる再考の要求をすることができる。

XI. 関連条文

XI.	Dispositions essentielles correspondantes de la loi applicable: Motifs absolus de refus – Article 5. de la Loi des marques (Journal Officiel de la République de Croatie 173/2003, 76/2007, 30/2009, 49/2011) (1) Ne pourront pas être enregistrés : - les signes qui ne peuvent pas être protégés en tant que marque selon les conditions de l'article 2. de la présente Loi. - les marques dépourvues de tout caractère distinctif en ce qui concerne les produits et les services pour lesquels est demandé l'enregistrement. - les marques composées exclusivement d'indications ou de données pouvant servir, dans le commerce, à désigner l'espèce, la qualité, la quantité, la destination, la valeur, la provenance géographique ou l'époque de la production des produits ou de la prestation des services, ou à désigner d'autres caractéristiques des produits ou services. - les marques composées exclusivement d'indications ou de données devenues usuelles dans le langage courant ou les habitudes loyales et constantes du commerce. - les marques constituées exclusivement par la forme émanant de la nature même des produits, ou pratiquée pour obtenir certain résultat technique ou qui confère aux produits leur valeur substantielle. - les marques contraires à l'ordre public ou à la morale. - les marques de nature à tromper le public, notamment concernant la nature, la qualité ou la provenance géographique des produits ou des services. - les marques qui, à défaut d'autorisation des pouvoirs compétents, sont à refuser en vertu de l'article 6.ter de la Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle (ci-après, « Convention de Paris »). - les marques servant à désigner les vins qui comprennent ou sont constituées par des indications géographiques, ainsi que les marques servant à désigner les spiritueux qui comprennent ou sont constituées par des indications géographiques, lorsque les vins et les spiritueux ne sont pas de telle provenance. - les marques comprenant comme éléments constitutifs, une dénomination ou abréviation, des armoiries, un emblème, drapeau ou autre signe officiel de la République de Croatie ou d'une de ses parties, ainsi que toutes leurs imitations, à moins que leur enregistrement n'ait été autorisé par les pouvoirs compétents de la République de Croatie. - les marques comprenant ou étant composées d'appellations d'origine ou d'indications d'origine géographique, qui sont en vigueur sur le territoire de la République de Croatie, si la demande d'enregistrement de marque a été déposée après la date d'enregistrement d'appellation d'origine ou d'indication d'origine géographique, dans des limites prévues par des règles en vertu desquelles ces indications ont été enregistrées et qui concernent la même espèce des produits et des services. (2) Les marques citées dans l'alinéa 1. points 2., 3. et 4. du présent article, ne seront pas refusées à l'enregistrement, si le déposant de la demande d'enregistrement fournit les preuves que la marque, avant le dépôt de la demande et par suite de l'usage qui en a été fait, a acquis un caractère distinctif en ce qui concerne les produits et services pour lesquels est demandé l'enregistrement Apsolutni razlozi za odbijanje – Članak 5. Zakona o žigu (Narodne novine Republike Hrvatske 173/2003, 76/2007, 30/2009, 49/2011) Članak 5. (1) Neće se registrirati: - znakovi koji se ne mogu zaštititi kao žig u skladu s uvjetima iz članka 2. ovoga Zakona, - znakovi koji nemaju nikakav razlikovni karakter u odnosu na proizvode ili usluge za koje je zatražena registracija, - znakovi koji se sastoje isključivo od oznaka ili podataka koji u trgovini mogu služiti za označavanje vrste, kakvoće, količine, namjene, vrijednosti, zemljopisnoga podrijetla ili vremena proizvodnje proizvoda ili pružanja usluge, ili za označavanje drugih karakteristika proizvoda, - znakovi koji se sastoje isključivo od oznaka ili podataka koji su postali uobičajeni u svakodnevnom govoru ili u dobroj vjeri i ustaljenoj trgovačkoj praksi, - znakovi koji se sastoje isključivo od oblika koji proizlazi iz same vrste proizvoda, ili oblika proizvoda potrebnoga za postizanje nekoga tehničkog rezultata, ili oblika koji proizvodima daje bitnu vrijednost, - znakovi koji su protivni javnom interesu ili prihvaćenim moralnim načelima, - znakovi koji mogu javnost dovesti u zabludu, primjerice u odnosu na vrstu, kakvoću ili zemljopisno podrijetlo proizvoda ili usluga, - znakovi koji nemaju odobrenje nadležnih tijela i koji moraju biti odbijeni prema članku 6.ter. Pariške konvencije za zaštitu industrijskoga vlasništva (u daljnjem tekstu »Pariška konvencija«), - znakovi za vina koji sadržavaju ili se sastoje od zemljopisnih oznaka koje služe za označavanje vina i znakovi za jaka alkoholna pića koji sadržavaju ili se sastoje od zemljopisnih oznaka koje služe za označavanje jakih alkoholnih pića, u odnosu na vina ili jaka alkoholna pića koja nisu toga zemljopisnog podrijetla, - znakovi koji sadržavaju naziv ili kraticu, državni grb, amblem, zastavu ili drugi službeni znak Republike Hrvatske ili nekoga njezina dijela te njihovo oponašanje, osim uz odobrenje nadležnoga tijela Republike Hrvatske. - znakovi koji sadržavaju ili se sastoje od oznaka izvornosti ili oznaka zemljopisnog podrijetla koji vrijede na teritoriju Republike Hrvatske, ako je zahtjev za registraciju žiga podnesen nakon datuma podnošenja zahtjeva za registraciju oznake izvornosti ili oznake zemljopisnog podrijetla, u opsegu koji je predviđen propisima na temelju kojih su te oznake registrirane i koji se odnose na istu vrstu proizvoda i usluga. (2) Znakovima navedenim u stavku 1. točki 2., 3. i 4. ovoga članka neće biti odbijena registracija ako podnositelj prijave za registraciju žiga dokaže da je znak prije dana podnošenja prijave i slijedom njegove uporabe stekao razlikovni karakter u odnosu na proizvode ili usluge za koje je zatražena registracija.
-----	--

Loi nationale sur les marques (en anglais): http://www.dziv.hr/files/File/eng/zakon_zig_eng.pdf

② 暫定的拒絶通報への応答期間

- 1) 「(4) 審査 ①実体審査の概略」の欄で述べたとおり、暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、クロアチア知的財産庁が暫定的拒絶の通報を発行した日から 4 ヶ月以内とされている（商標法第 64 条、第 24 条第 1 項）。暫定的拒絶の通報の通知書中 VII 項 i)には応答期限日が記されている。当該応答期限は、60 日を限度として延長することができる（商標法第 24 条第 3 項）。

他方、異議申立に基づく暫定的拒絶の通報に対する応答期限は、指定した代理人が異議申立の副本を受領した日から 60 日以内となっている（商標法第 65 条第 3 項）。この期間は延長することができない（同第 4 項）。国際登録の名義人は、現地代理人を選任し委任状を提出するための期間として、クロアチア知的財産庁が暫定的拒絶の通報を発行した日から 4 ヶ月の期間が与えられ（商標法第 65 条第 3 項）、異議申立の副本は委任状提出の後、代理人に送付される。

- 2) 領域指定の通報がなされた日から 12 ヶ月以内にクロアチア知的財産庁により暫定的拒絶通報が送付されたにもかかわらず(マドリッド協定議定書第 5 条(2)(a))、国際登録の名義人がこれに応答しなければ、国際登録の領域指定は、拒絶理由を有する指定商品又は役務に関し、クロアチアにおける権利保護の付与が拒絶され、失効する（商標法修正第 24 条第 4 項及び第 5 項）。

③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報に対する応答について、国際登録の名義人がクロアチア国内に、住所又は真正の工業上又は商業上の営業所を有さない場合には、現地代理人を指定する必要がある（商標法第 74 条第 1 項）。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

上記③で述べたように、国際登録の名義人は暫定的拒絶の通報に対する応答を自身で行うことが可能な場合があるが、クロアチアに施設又は住所を有していない名義人の場合は、現地代理人を選任し、その現地代理人の住所をクロアチア知的財産庁に届け出る必要がある。また、応答に際して、指定商品及び役務の一部減縮（MM6）は、国際事務局に対して手続を行うことができる（マドリッド共通規則 25(1)(a)）。したがって、国際登録の領域指定に係る指定商品・役務の減縮（MM6）により、暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消していれば、登録は認められると考えられる。

ただし、当該変更が国際事務局から通知されるのが暫定的拒絶の通報の応答期間経過後になると国際登録の領域指定の保護の拒絶が確定する可能性があるため、当該変更を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

⑤ 暫定的拒絶通報に対しクロアチア知的財産庁に直接応答しない場合又は直接応答

後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

国際登録名義人が応答しなかった場合、又は応答後も拒絶理由が解消しない場合、拒絶の決定がなされる（商標法第 23 条）。拒絶の決定前に再度意見を述べる機会とは与えられない。ただし、拒絶の決定に対する不服申立は可能である（本報告書（10）上訴参照）。その後、クロアチア知的財産庁は保護拒絶（全部）の確定声明を国際事務局に対して送付し、国際事務局から名義人にその旨通報する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)(5)）。

（6）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消され、又は暫定的拒絶の通報が無かった場合には、クロアチア知的財産庁にて権利保護の付与が決定する。クロアチア知的財産庁は国際事務局に保護（一部又は全部）認容声明を送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(1)又は(2)）。国際事務局は、当該通知を国際登録の名義人に送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(5)）。

（7）登録

① 登録簿

クロアチア知的財産庁において、国際登録の領域指定についてクロアチアにおける保護が認められると、クロアチア知的財産庁にて管理されている商標登録簿にその旨が登録される（商標法第 63 条）。その後、工業所有権公報にその旨が掲載される（商標規則第 17 条）。

登録簿は閲覧の対象となり、請求により写しを入手することができる（商標法第 71 条）。

② 登録証書の発行

登録証書は発行されない。

（8）登録後の注意事項

1) 商標の不使用に基づく登録取消

国際登録に対する不使用に基づく取消については、暫定的拒絶の通報の期間経過した日（すなわち国際登録の領域指定の通知日から 1 年）、又はその期間経過後も審査に係属している場合には保護認容声明を国際事務局に送付した日後 5 年間の商標不使用を理由に、クロアチア知的財産庁に申請された取消請求が認められると、クロアチアにおける国際登録の領域指定の保護が取消される（商標法第 46 条、第 66 条、第 67 条）。

第 5 項)。ただし、不使用について正当な理由がある場合はこの限りでない（商標法第 46 条第 2 項）。

不使用に基づく取消の請求がなされた場合には、権利者（国際登録の名義人）は 60 日の応答期間が与えられる（商標法第 47 条第 5 項）。この期間は 60 日を超えない範囲で延長することができる（同第 6 項）。使用の立証責任は権利者が負う（同第 7 項）。権利者が答弁書を応答期間内に提出しない場合には、商標は取消請求があつた商品又は役務について取り消される（同第 7 項）。また、必要に応じて口頭審理が開かれる場合がある（同第 8 項）。

答弁書が提出された場合、クロアチア知的財産庁は審査を開始するが、場合によっては追加証拠資料や書類の提出を要求する場合があります（商標法第 48 条第 1 項）、提出期間として要求日から 60 日が認められる（同第 2 項）。この期間は 60 日を超えない範囲で延長することができる（同第 3 項）。当事者が追加書類を提出しない場合には、その前までに提出された証拠資料に基づいて判断を行う（同第 4 項）。取消請求の提出日前 3 ヶ月の間の使用は、権利者が取消請求がなされることを認知していた場合には、使用とみなされない（同第 6 項）。

取消決定となつた場合には、商標登録は不使用取消請求が提出された日に効力が停止する（同第 8 項）。取消が一部の商品又は役務に関する場合には、その部分が取消となる（商標法第 52 条）取消決定は、登録簿に記録され公報に掲載され（同第 9 項）、クロアチア知的財産庁から国際事務局にその旨通報される（マドリッド議定書第 5 条 (6)）。

なお、商標の使用は以下の通り定義されている（商標法第 13 条第 2 項）。

- (a) 登録された商標の構成において、特徴的部分に変更を与えない範囲で、要素に変更を加えた商標の使用（同第 1 号）
- (b) 単に輸出する目的でクロアチア国内で商品又はその包装に商標を付する行為（同第 2 号）

また、名義人の承諾、又は団体商標或いは証明商標の使用について権原を有する者による使用は、名義人の使用とみなされる。

2) 無効の宣言

商標登録は、出願人適格（商標法第 3 条第 1 項⁵）又は絶対的拒絶理由（商標法第 5 条第 1 項）違反を根拠に無効の宣言がなされる（商標法第 49 条第 1 項）。相対的拒絶理由違反（商標法第 6 条）があつた場合も無効とされる（商標法第 49 条第 3 項）。請求は利害関係人が行うことができる（商標法第 2 項及び第 3 項）。無効の手続は異議申立の手続と同様となる。

⁵ 商標法第 3 条第 1 項 「自然人又は法人は商標登録の所有者又は出願人適格を有する。」

なお、登録後に登録商標が無効となった場合は、クロアチア知的財産庁から国際事務局にその旨通報される(マドリッド議定書第 5 条(6))。

(9) 異議

1) 異議申立の期間

国際登録の領域指定（事後指定を含む。）については、国際事務局が発行する国際登録の公報発行月の翌月の最初の日から 3 ヶ月間の異議申立期間が設定される（商標法第 65 条第 1 項及び第 2 項）。異議申立期間は延長することができない。この期間において、第三者（利害関係人）は保護の付与に対してクロアチア知的財産庁に異議申立を請求することができる（商標法第 6 条及び第 27 条）。

異議申立の請求がなされると、クロアチア知的財産庁は、国際事務局に対して異議申立に基づく暫定的拒絶の通報を送付し、現地代理人を選任し委任状提出するための期間として、拒絶の通報の日から 4 ヶ月の期間を与える（商標法第 65 条第 3 項）。異議申立の副本は委任状提出の後、代理人に送付される。異議申立に対する答弁書の提出期間は、代理人が異議申立副本受領の日から 60 日以内となっている。これらの期間は延長することができない（同第 4 項）。

2) 異議申立の要件

(a) 書面により、異議申立人及び出願人を特定し、異議申立の理由を述べる必要がある。異議申立には以下の情報を含める必要がある（商標規則第 13 条）。

- (i) 異議申立の対象となる商標の出願番号（マドプロの場合は国際登録番号）
- (ii) 異議申立の対象となる商標出願人の名前及び住所
- (iii) 異議申立人の名前及び住所
- (iv) 異議申立人が代理人を有する場合は代理人の名前及び住所
- (v) 異議申立の対象となる商品又は役務のリスト
- (vi) 異議申立の理由となる商標法第 6 条(相対的拒絶理由)の明確な表示
- (vii) 異議申立の理由に関する証拠
- (viii) 異議申立の理由
- (ix) 異議申立が商標法第 6 条第 1 項、第 3 項、第 4 項第 4 号を根拠とするもので、異議申立人の名前及び住所が、先行商標の所有者又は他の先行する知的財産の権利の所有者として記録されている者の名前及び住所と同一ではない場合には、両者の関係を示す証拠
- (x) 異議申立人又は代理人の署名又は押印
- (xi) 異議申立に関する費用支払いの証明

(b) 異議申立の理由は、次に示す相対的拒絶理由（商標法第 6 条）に関するものに限

られる（商標法第 27 条第 1 項）。

- (i) 先行する商標と同一であり、かつ、同一の商品又は役務を指定している場合（商標法第 6 条第 1 項第 1 号）
- (ii) 同一性又は類似性のある先行商標と同一又は類似の商品又は役務であるために、公衆の一部に混同又は先行商標と組織的関係があると想起させる虞がある場合（同第 2 号）
- (iii) 先行商標と同一又は類似する標章であり、かつ、商品又は役務が非類似である場合。ただし、先行商標がクロアチアで名声を取得し、かつ、正当な理由のない後願商標の使用が、先行商標の識別力又は名声に有害或いは不正な利益を得る場合に限る（同第 3 項）。
- (iv) 標章の使用が個人名、肖像権、著作権、工業所有権の一つを侵害する場合（同第 4 項）
- (v) 商標の使用が、会社を所有している第三者の権利を侵害する場合。ただし、出願人が、出願時に同一又は類似の会社を所有していない場合であり、かつ、その会社若しくはその会社の重要な部分が、出願された商標と同一又は類似し、同一又は類似する商品又は役務がその会社の活動の対象となっている場合に限る（同第 6 項）。
- (vi) 先行商標と同一又は類似し、指定商品又は役務も同一又は類似する場合で、先行商標の更新がされずに消滅して 2 年経過しない場合。ただし、当該先行商標の権利者から同意書を取得した場合、又は当該先行商標が使用されていない場合は除く（同第 7 項）。
- (vii) 商標の所有者の承諾なくその代理人の名義で登録された場合（商標法修正第 6 条第 8 項）

(c) 異議申立が行われた場合には、クロアチア知的財産庁は異議申立が適切になされているかの審査を行い、不適切な場合には決定を持って異議申立を拒絶する（商標法第 28 条第 2 項）。

3) 国際登録の名義人の答弁書（商標法第 28 条）

- (a) 異議申立が適切な場合には、指定した代理人に副本を送付し、通知を受領した日から 60 日以内に異議申立に対する答弁書を提出する機会を付与する（商標法第 28 条第 3 項）。この提出期間は延長することができない（同第 4 項）。また、当該期間外に追加の主張、証拠や書類を提出することは認められない。
- (b) 国際登録の名義人が異議申立の答弁書を期間内に提出しない場合には、商標の登録は異議申立で申立の対象とされた指定商品・役務の範囲内で拒絶される（同第 5 項）。

また、必要な場合には異議申立の手續において口頭審理が開かれる場合がある（同第 6 項）。

4) 異議申立の審査

国際登録の名義人が異議申立の答弁書を期間内に提出した場合は、クロアチア知的財産庁は異議申立にかかる理由の正当性について審査する（商標法第 29 条第 1 項）。国際登録の名義人が要求する場合には、先行商標の所有者は、異議対象の出願の公告日前 5 年の間にクロアチア国内で、異議申立の根拠とした先行商標の使用、又は、先行商標が、異議申立対象の出願の公告日時点において、先行商標の登録日から 5 年以下の場合は、不使用であることに正当な理由があることを証明しなければならない（同第 2 項）。証明できない場合には、異議申立は却下される（同第 3 項）。また、異議申立の根拠とする先行商標が指定商品又は役務の一部についてのみ使用している場合には、異議申立の審査の目的において、その先行商標の登録は使用に係る商品又は役務について登録されているものとみなされる（同第 4 項）。

なお、両者の合意による申立により、話し合いによる解決を試みるために、異議申立の審査の停止を要求することができる（同第 8 項）。ただし、クロアチア知的財産庁は、審査停止の最初の要求の日から 24 ヶ月を超えない範囲で当事者の一方の要求により、審査を開始する（同第 9 項）。

国際登録の名義人が異議申立後に指定商品又は役務の減縮を行った場合、クロアチア知的財産庁は異議申立人にかかる減縮を通知し、通知の受領日から 15 日以内に異議申立理由を維持するか的主張をする機会を与える。異議申立人から意見が提出されなかった場合には、異議申立は取り下げたものとみなされ、異議申立の手續は終了する（商標法第 30 条第 3 項）。

5) 異議申立に関する決定

異議申立の審査の結果、異議申立に理由が無いと判断した場合には、その決定を当事者に送付する（商標法第 29 条第 5 項）。他方、異議申立に理由があると判断した場合には、国際登録の領域指定にかかる商標は拒絶され、又は部分的に登録許可され、決定は当事者に送付される（同第 6 項）。

クロアチア知的財産庁は、その後国際事務局に保護拒絶確定声明を送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(3)）。拒絶が一部の場合にはその部分について保護（一部）認容声明を送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)）。拒絶の決定に対しては、決定の通知日から 30 日以内に、審判部に不服申立を行うことができる（商標法修正第 74 条 a）。

異議申立が不成立の場合は、クロアチア知的財産庁は、国際事務局に保護認容声明を送付する（マドリッド共通規則 18 規則の 3(2)）。

(10) 上訴

1) 上訴期間及び管轄

クロアチア知的財産庁が行った決定に対しては、不服申立を行うことができる（商標法修正第 74 条 a）。この場合の管轄は審判部となり（商標法修正第 74 条 b）、決定の通知日から 30 日以内に提起しなければならない（商標法修正第 74 条 a 第 1 項）。

2) 上訴手続

不服申立には以下の内容を記述しなければならない（商標法修正第 74 条 b）。

- (a) 不服申立の対象となる決定の表示
- (b) 決定の全体又は一部に不服があるかに関する記述
- (c) 不服申立の根拠
- (d) 不服申立の理由の記述及び主張を裏付ける証拠資料
- (e) 不服申立人の署名
- (f) 代理人がいる場合には委任状

3) 審判部の決定に対する不服申立

審判部が行った決定に対して不服がある場合には、行政不服申立を行政裁判所に提起することができる。これは、審判部の決定を受領した日から 30 日以内に提起しなければならない（行政不服法第 22 条、第 23 条、第 24 条⁶）。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

1) 権利発生時期

国内の商標権は、商標登録が公告（商標法第 34 条）された日から第三者の行為を排除することができる（商標法第 7 条第 4 項）。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録については、WIPO によって国際登録が公告された日から第三者の行為の排除が可能となる（商標法第 7 条第 4 項、第 65 条）。

国際登録の領域指定は、国際登録日から 10 年間有効であり、更に 10 年間を単位として繰り返し更新が可能である。効力の発生は国際登録日又は領域指定請求の記録日（事後指定の日）から生ずる（マドリッド協定議定書第 4 条(1)(a)）。

2) 登録により付与される権利（商標法第 7 条）

商標登録により、権利所有者は、権原なき第三者の以下の標章の使用を排除する権

⁶ 行政不服法 http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=302329

利を有する（同第 2 項）。

- (a) 商品又は役務が商標登録されたものと同一で、権利所有者の登録商標と同一の標章
- (b) 権利所有者の登録商標と同一性又は類似性のある標章が、当該登録商標と同一又は類似の商品又は役務であるために、公衆の一部に混同又は先行商標と組織的関係があると想起させる虞がある場合
- (c) 権利所有者の登録商標と同一又は類似する標章であり、かつ、商品又は役務が非類似である標章。ただし、登録商標がクロアチアで名声を取得し、かつ、正当な理由のない標章の使用が、登録商標の識別力又は名声に有害或いは不正な利益を得る場合に限る

これらの標章を、商品自体又はその包装に付す行為、標章を付して商品の販売又は市場・倉庫に商品を置く行為、役務を提供する行為、標章を付した商品を輸入又は輸出する行為、商業書類又は広告に標章を用いる行為についても禁止することができる（同第 3 項）。

3) 権利の消尽（商標法第 11 条）

商標権の所有者自身又は権原を付与された者が商標を付した商品を、クロアチア領域内、EU加盟国内、又は欧州経済地域の加盟国の領域内で市場に流通させることは、その商品に関する商標の独占権は消尽する。ただし、商標に関する独占権を維持する必要がある特別な理由が存在する場合にはこの限りでない（商標法修正第 11 条第 1 項）。この場合の特別な理由は、市場に付した後に商品の状態を変化・改変を行った場合が該当する（同第 2 項）。

4) 商標権の効力の制限（商標法第 10 条）

第三者の使用が、その第三者の名前又は住所の場合、種類、品質、量、用途、価値、原産地、もしくは商品の生産時期、その他商品又は役務の特徴を示す標章又は表示からなる商標に関する場合、商標権を行使することができない（同第 1 項）。

また、商活動上及び衡平な競争において確立された誠実な慣習上、その標章の使用が、付属品や部品等での製品又は役務の目的を表示するために必要な場合にも権利行使することができない（同第 2 項）。

さらに、先行する権利が、クロアチアの法律で認められたもので、その権利が認められている地域に限り、商標権の効力は及ばない（同第 3 項）。

② 侵害訴訟の提起（差止命令・損害賠償）

1) 差止命令・没収・滅却

商標の所有者は、商標法第 7 条第 2 項及び第 3 項に該当する行為を行う権原の無い第三者に対して、侵害製品を市場から排除し、又は侵害者の費用負担で没収又は滅

却することを要求することができる（商標法修正第 77 条第 1 項）。裁判所は、特別な理由がある場合を除き、前記手続きを進める方法について命令を行う（同第 2 項）が、侵害の性質及び深刻度を考慮して判断しなければならない（同第 3 項）。

2) 損害賠償

商標の所有者は、商標法第 7 条第 2 項及び第 3 項に該当する行為を行い、損害を与えた権原の無い第三者に対して、義務法（Obligations Act）に示される法的賠償の一般規定に基づき損害賠償を請求することができる（商標法修正第 78 条第 1 項）。

損害額は、使用料相当額として請求することができる（同第 2 項）。また、取引、判決又は法律に基づかない無権原者による侵害行為については損失補填又は補償金を要求することができる（同第 3 項）。

3) 判決の公開要求

商標の所有者は、侵害の判断が部分的に認められた場合を含め、最終判決を侵害者の費用負担で公的通信手段に公開することを要求することができる（商標法修正第 79 条）。この場合に裁判所は公開すべき範囲を決定する。

4) 侵害手続における情報公開の要求

商標権侵害において民事手続きを開始した商標の所有者は、商標権侵害を行っている商品の出所及び取引経路に関する情報を公開することを被告等に要求することができる（商標法修正第 79 条 a 第 1 項）。

5) 刑事措置

クロアチアでは、商標の侵害を取り扱う刑事訴訟がある。

即ち、他人の商標と同一又は類似の商標を商品又はその包装に使用、製造、偽造、又は添付し、そのような商標によって特定された商品を販売し、市場に流通させ、又はその目的のために倉庫に保管し、輸出入し、商業書類・広告又は役務提供時に他人の商標を使用した法人は、2 万クーナから 10 万クーナの罰金が科される（商標法修正第 80 条第 1 項）。法人の責任者については 5 千クーナから 1 万クーナの罰金が科される（同第 3 項）。侵害行為者が自然人の場合には 2 千クーナから 1 万クーナの罰金に科される（商標法修正第 80 条第 2 項）。

職人又は個人経営者は、それぞれの職務活動に基づいて商標法第 80 条第 1 項に基づく侵害を行った場合には 5 千クーナから 5 万クーナの罰金に科される（同第 4 項）。

罰金の対象となった物品は没収され、裁判所はそれを破壊するか、商標を認識できないようにするか、或いは他の目的に使用するかを決定する（同第 5 項）。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) セントラルアタック等により国内出願に変更した際の取扱い

国際登録が、本国官庁からの請求により指定商品及び役務の全部又は一部について取り消された場合は、当該国際登録の名義人は、当該取り消された商品又は役務の全部又は一部について、クロアチアの国内出願に変更（以下、「転換出願」という。）することができる（マドリッド協定議定書第9条の5）。

(a) 転換出願の条件は以下のとおり。

- (i) 国際登録の取消日から 3 ヶ月以内にクロアチア知的財産庁に転換出願を行った場合。
- (ii) 国際登録の名義人がクロアチア知的財産庁に対して転換出願を行った場合。
- (iii) 転換出願の指定商品及び役務が、国際登録簿上で取消しとなった指定商品及び役務のリストに含まれている。

国際登録の取消日前にマドリッド協定議定書に規定される転換出願の要件の全てを満たす場合、名義人の請求により、その商標は、クロアチア知的財産庁が保管する商標登録簿に記載される。ただし、最初の 10 年の商標の登録料及び商標データの公報発行の費用を前払いした場合に限られる（商標法修正第 63 条 a 第 1 項）。

(b) 転換の効果は、転換出願の元となる国際登録の国際登録日（取消となった国際登録が事後指定によるもの場合は、事後指定日）は、国内登録日として扱われる（同第 2 項）。

(c) 既にクロアチアで保護が確定した国際登録の領域指定について、国際登録の取消しにより転換出願をした場合は、方式審査のみが行われる。他方、クロアチアで審査中の国際登録の領域指定が国際登録の取消しにより転換出願された場合は、実体審査を含めた全ての審査の対象となる（同第 2 項）⁷。

2) 代替

クロアチアで登録された商標と同一の商標が国際登録の対象であり、かつ、その商標権者が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録を代替することができる。

代替の請求を受領する条件は、マドリッド協定議定書第 4 条の 2(1)(i)～(iii)⁸に記載し

⁷ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/hr.html?part=misc>

⁸ マドリッド協定議定書第 4 条の 2 第 1 項

- (i) 国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること

た条件のとおりである。

なお、代替の記録は、クロアチア知的財産庁に対する請求及び所定の手数料の支払いにより行われ、国際登録（事後指定）の通知を受けた後に請求することが可能となる。そして、代替の要件を満たす場合には拒絶期間が経過した日に代替の効果は発生する。代替する国内登録は取り消されず、国際登録と併存することになる⁹。

3) ライセンス

クロアチアは、ライセンスに関する共通規則 20 規則の 2(6)の宣言をしていないため、国際登録簿へのライセンスの記録はクロアチアにおいて有効と考えられる。

(1 3) 議定書に関する宣言

クロアチアは、議定書に関するいずれの宣言も行っていない。

(1 4) クロアチアに特徴的な制度

クロアチア知的財産庁による商標調査

利害関係人は、クロアチアで効力を有する出願中又は登録された商標の同一又は類似検索を請求することができる（商標法第 73 条）。

(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

(iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること

⁹ WIPO ホームページ : Replies to the Questionnaire on Replacement (Croatia)
http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/contracting_parties/pdf/replies-1a/reply_hr.pdf
<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/hr.html?part=misc> の「Replacement」

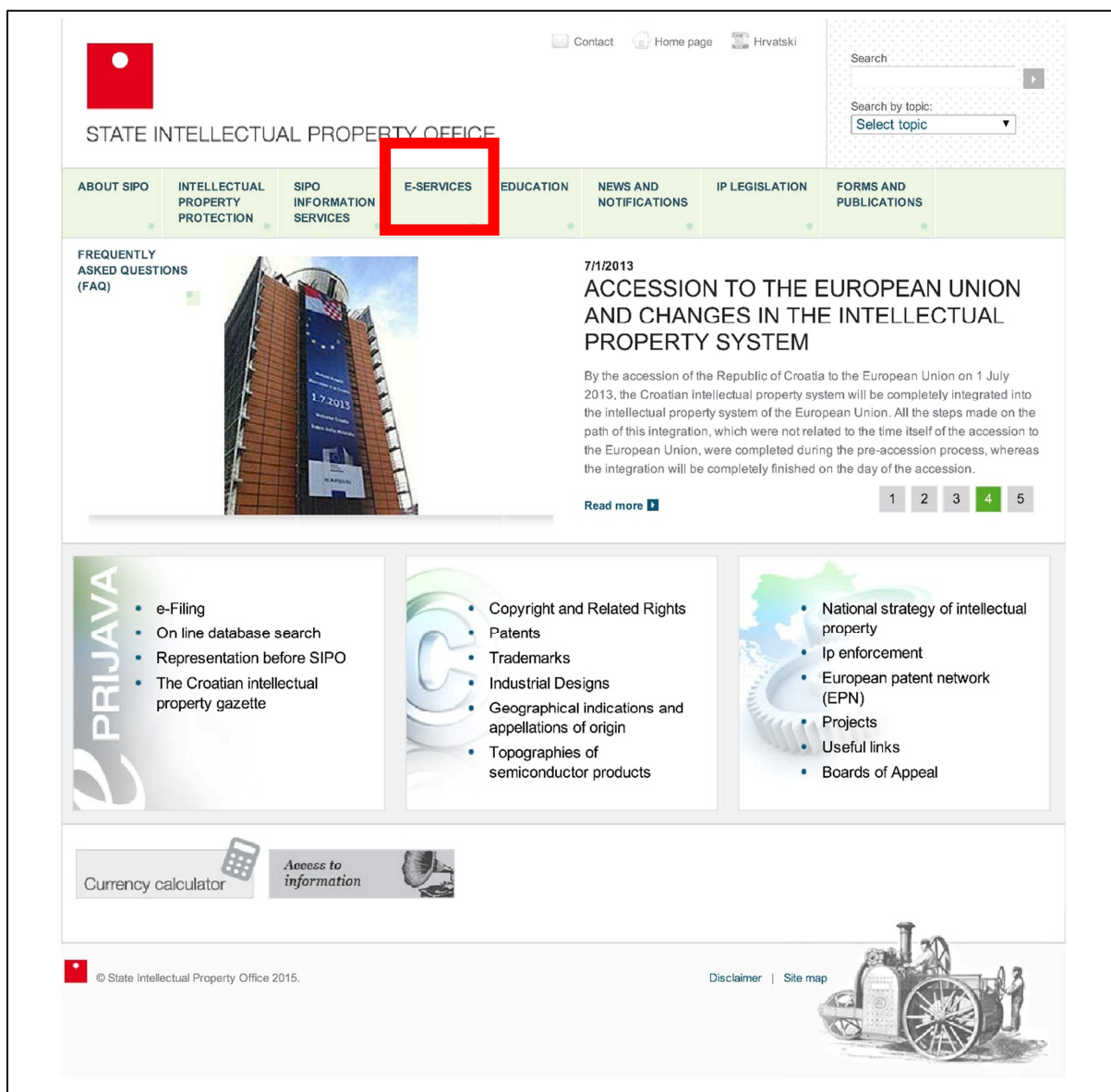
(15) クロアチア知的財産庁ウェブサイト等から入手可能な情報

① クロアチア商標検索システム

商標検索

ここでは、クロアチア知的財産庁が提供するデータベースを用いて商標検索を行う手順を紹介する。

参照アドレス：<http://www.dziv.hr/en/>



手順 1: クロアチア知的財産庁ウェブサイトのトップページより、「E-SERVICES」欄をクリックする。



[Contact](#)
[Home page](#)
[Hrvatski](#)

Search by topic:

ABOUT SIPO
 INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION
 SIPO INFORMATION SERVICES
 E-SERVICES
 EDUCATION
 NEWS AND NOTIFICATIONS
 IP LEGISLATION
 FORMS AND PUBLICATIONS

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (FAQ)
 

[e-Filing](#)
[On line database search](#)
[Classifications](#)
[The Croatian Intellectual Property Gazette](#)
[Guidelines for search and examination](#)

e-Services

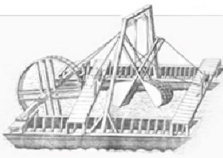
[E-mail](#)
[Print](#)

Tag cloud:

statistics

© State Intellectual Property Office 2015.

[Disclaimer](#) | [Site map](#)
 Last changed on: 12.10.2011



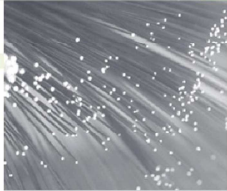
手順2:本サイトに移行すると「E-SERVICES」欄に「On line database search」があるので、ここをクリックする。



[Contact](#)
[Home page](#)
[Hrvatski](#)

Search by topic:

ABOUT SIPO
 INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION
 SIPO INFORMATION SERVICES
 E-SERVICES
 EDUCATION
 NEWS AND NOTIFICATIONS
 IP LEGISLATION
 FORMS AND PUBLICATIONS

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (FAQ)
 

[e-Filing](#)
[On line database search](#)

[Patents](#)
[Trademarks](#)
[Industrial Designs](#)
[International Trademarks \(HR\)](#)
[International Designs \(HR\)](#)

[Classifications](#)
[The Croatian Intellectual Property Gazette](#)
[Guidelines for search and examination](#)



SEARCHES OF PUBLISHED APPLICATIONS AND INDUSTRIAL PROPERTY RIGHTS IN RH

Data available on this website are exclusively of informative nature and cannot be considered as complete and relevant source of intellectual property information. Although the State Intellectual Property Office makes efforts to achieve comprehensiveness and up-to-dateness of the presented information, their accuracy is not guaranteed; the details, which might be relevant under certain circumstances, have been omitted. Users are recommended to ask for a professional advice before initiating any procedure using the offered information.

The State Intellectual Property Office assumes no responsibility for consequences arising from the use of the data contained in this site.

Searches of the SIPO published industrial property includes a group of data last revised on 02/01/2015. Data are revised once in two weeks, on Fridays, after the publication of the official gazette of the Office.

Information available on this web site

By using the web site for data search on SIPO Internet provider you can reach the following data.

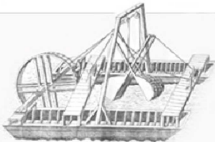
Patents
 The available database contains bibliographic data of all the published applications and granted patents. Specifications of published applications consist of the first page containing bibliographic data, and the description.

Trademarks - National registrations
 The database contains bibliographic data and reproductions of signs of all the published applications and registered trademarks.

[E-mail](#)
[Print](#)


 © State Intellectual Property Office 2015.

[Disclaimer](#) | [Site map](#)
 Last changed on: 17.01.2013



手順 3 : 「E-SERVICES」欄の「On line database search」をクリックすると、種別が展開されるので「Trademarks」ここをクリックする。



STATE INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

[Contact](#)
[Home page](#)
[Hrvatski](#)

Search

Search by topic:

Select topic

ABOUT SIPO

INTELLECTUAL PROPERTY PROTECTION

SIPO INFORMATION SERVICES

E-SERVICES

EDUCATION

NEWS AND NOTIFICATIONS

IP LEGISLATION

FORMS AND PUBLICATIONS

FREQUENTLY ASKED QUESTIONS (FAQ)



e-Filing

On line database search

Patents

Trademarks

Industrial Designs

International Trademarks (HR)

International Designs (HR)

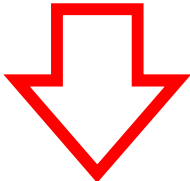
Classifications

The Croatian Intellectual Property Gazette

Guidelines for search and examination

e-services / On line database search / Trademarks

手順 4: 「E-SERVICES」欄の「On line database search」で「Trademarks」をクリックすると、検索項目が展開される。



Trademarks

Data last revised on a 02 January 2015

Search instructions

Query:

Application/Registration Number	=		Example
Mark (verbal el.)	=		Example
Date of Published Application	=		Example
Date of Published Registration	=		Example
Expiry Date	=		Example
Nice Class.	=		Example



© State Intellectual Property Office 2015.

[Disclaimer](#) | [Site map](#)

Last changed on: 11.01.2013

[E-mail](#)  [Print](#) 



手順 5 : 「Mark (verbal el.)」の条件を「LIKE」(「=」でも同じ。)にし、検索名称を入れ、必要に応じた商品役務区分を入力し、「Search」をクリックする (ここでは便宜上商標「*ULTRA*」とし、第 41 類として検索)。そうすると、「ULTRA」を含んだ商標がリスト化されて示される。

次に、称呼検索（商標）の検索を行い、検索された商標の詳細情報を読み取るまでの手順を紹介する。

称呼入力では入力文字の前後に「*」を加えるとそれを含む文字が検索される。例えば、「*ULTRA*」とすると、「ULTRA」の文字の前、後、又はその両方に他の文字が加えられている商標の検索が可能となる。

また、一文字の追加を検索する場合には「?」を加える。例えば、「ULTR?」とすると「ULTR」の後に欧文字一文字が加えられた 5 文字構成の商標の検索が可能となる。

2015/1/6 Trademark Registrations Search

Trademarks

Results of searching for: ([Mark (verbal el.)] LIKE *ULTRA*) AND ([Nice Class.] = 41)

Showing records: 1 - 15 of 15

Number	Registration number	Verbal Elements	Legal status
1	Z20101325	ULTRAS VINKOVCI	Right
番号	登録番号	称呼要素	権利ステータス
5	Z20130592	HT Ultra MAXnet	Right
6	Z20130593	HT Ultra MAXtotal	Right
7	Z20130594	HT Ultra MAX2	Right
8	Z20130595	HT Ultra MAX3	Right
9	Z20130596	HT Poslovni Ultra MAXnet	Right
10	Z20130597	HT Poslovni Ultra MAX2	Right
11	Z20130598	HT Poslovni Ultra MAX3	Right
12	Z20140150	ULTRA GROS	Right
13	Z20140151	ULTRA	Right
14	Z20140588	TRAVEL 2 ULTRA	Right
15	Z20140589	TRAVEL 2 ULTRA	Right

手順 6：リストに示された商標の番号をクリックすると個別の書誌情報が入手できる。



STATE INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

Data last revised on a
02 January 2015

[Back to the list of results](#)

(111) Registration Number: **Z20122103** (Trademark registered)
(210) Application Number: **Z20122103A**
(181) Expiration Date: **10.12.2022**
(220) Filing Date: **10.12.2012**
(151) Registration Date: **16.10.2013**
(450) Publication Date: **08.11.2013**
(442) Date of Published Application: **30.04.2013**
(540) Verbal Elements: **Ultra Music Festival Croatia**
(732) Holder(s): **ULTRA MUSIC FESTIVAL LTD.**
145-157 St John Street, EC1V 4PY London, GB
(740) Representative: **FORINPRO d.o.o.**,
Davorina Bazjanca 5, 10000 Zagreb, HR
(510) Goods and Services: **41 usluge glazbenih festivala**

Disclaimer

The State Intellectual Property Office assumes no responsibility for consequences arising from the use of the data contained in this site.



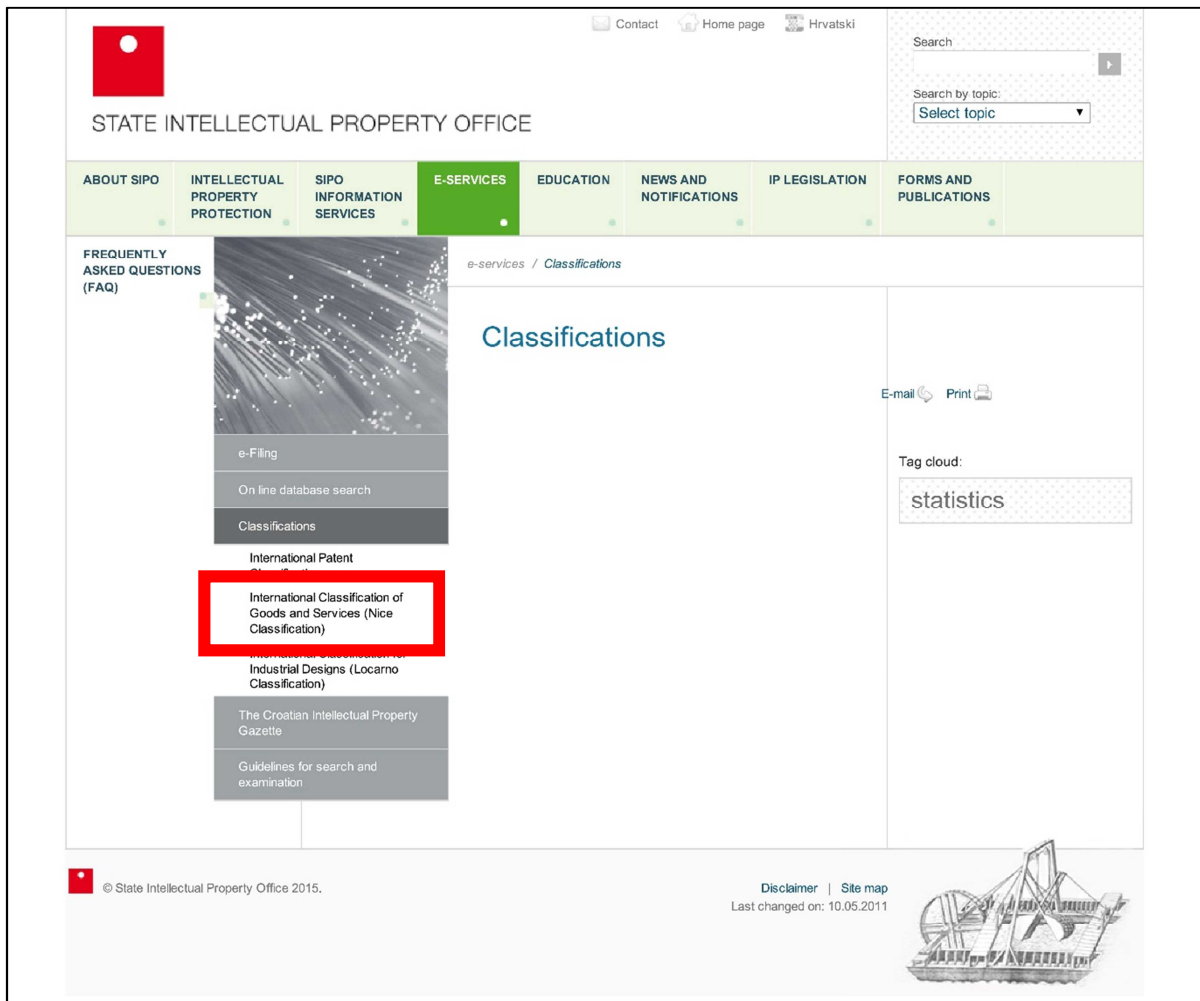
© State Intellectual Property Office of the Republic of Croatia

- (111) Registration Number : 登録番号
- (210) Application Number : 出願番号
- (181) Expiration Date : 満了日
- (220) Filing Date : 出願日
- (151) Registration Date : 登録日
- (450) Publication Date : 公告日
- (442) Date of Published Application : 出願公開日
- (540) Verbal Elements : 称呼要素
- (732) Holder(s) : 所有者
- (740) Representative : 代理人
- (510) Goods and Services : 商品又は役務

② クロアチアにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：<http://www.dziv.hr/en/e-services/classifications/>

商品役務名を確認するサイトがあるが、ここをクリックすると WIPO のサイトへとつながり、そこで確認することになる。



手順 1：クロアチア知的財産庁ウェブサイトのトップページの「E-SERVICES」欄にカーソルをあてると「Classification」がでるので、それをクリックすると、左のように展開されるので、「International Classification of Goods and Services (Nice Classification)」をクリックする。

クリックすると、以下のサイトが展開される。

展開先の URL：<http://www.wipo.int/classifications/nivilo/nice/index.htm#>

**INTERNATIONAL
CLASSIFICATION OF GOODS
AND SERVICES
UNDER THE NICE AGREEMENT
TENTH EDITION**

Search
Preface
Nice Agreement
Legal Texts Relevant to
Trademarks
Guidance for the User
General Remarks
Class Headings
List of Classes with Explanatory
Notes

Class 1

Chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins, unprocessed plastics; manures; fire extinguishing compositions; tempering and soldering

Serial No. (En)	Indication of Goods or Services	Basic No.	Serial No. (Fr)	Serial No. (Es)
A0011	Abrasives (Auxiliary fluids for use with —)	010004	F0317	F0192
A0017	Absorbing oil (Synthetic materials for —)	010620	A0015	A0105
A0019	Accelerators (Vulcanisation —)	010005	A0018	A0121
A0024	Accumulators (Acidulated water for recharging —)	010251	E0002	A0337
A0029	Acetate (Aluminium —) *	010565	A0043	A0141
A0031	Acetate of cellulose, unprocessed	010008	A0044	A0142
A0032	Acetates [chemicals] *	010007	A0047	A0145
A0034	Acetic anhydride	010010	A0049	A0146
A0035	Acetification (Bacteriological preparations for —)	010009	B0019	B0016
A0036	Acetone	010011	A0050	A0156
A0037	Acetylene	010012	A0051	A0148
A0042	Acetylene tetrachloride	010013	A0057	A0154
A0045	Acid proof chemical compositions	010016	A0062	A0163
A0047	Acids *	010014	A0060	A0162
A0049	Acidulated water for recharging accumulators	010251	E0002	A0337
A0050	Acidulated water for recharging batteries	010251	E0002	A0337
A0056	Acrylic resins, unprocessed	010461	A0090	R0306
A0057	Actinium	010018	A0093	A0183
A0059	Activated carbons	010025	C0506	C0473
A0062	Additives (Chemical —) for oils	010654	A0098	A0241
A0063	Additives, chemical, to drilling muds	010019	A0096	A0243
A0064	Additives, chemical, to fungicides	010309	F0342	F0409
A0065	Additives, chemical, to insecticides	010308	I0094	I0132
A0066	Additives, chemical, to motor fuel	010020	A0097	A0242
A0067	Additives (Detergent —) to gasoline [petrol]	010021	A0099	A0239
A0078	Adhesive preparations for	010022	A0106	A0234

Classes	A-Z
Goods 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 Services 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45	



[1] 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16

1 - 50 / 897